

引っ越しの季節です。

▶表中の※印は、届け出時にお持ちいただくものです。

▶ご不明な点は、事前に電話で確認のうえ、ご来庁ください。

届け出をお忘れなく！

【詳細】南区役所 ☎582-2400（代表）

届け出の内容		転出（南区から市外へ）	転入（市外から南区へ）	札幌市内・南区内で転居
戸籍住民課 (南区役所1階)	住所の変更 (住民票の異動)	転出届が必要 転出予定日の14日前から、または転出後14日以内に届け出 ⇒転出証明書を発行しますので、新住所地で転入の届け出をしてください ※届け出人の本人確認書類(免許証・住民基本台帳カードなど)	転入届が必要 住み始めてから14日以内に届け出 ※届け出人の本人確認書類(免許証・住民基本台帳カードなど)、転出証明書(前住所地で発行)	転入・転居届が必要 住み始めてから14日以内に新住所地の区役所へ届け出(転出届の必要はありません) ※届け出人の本人確認書類(免許証・住民基本台帳カードなど)
		転出先の住所(少なくとも市区町村までの)記載が必要です	新住所の番号(○番○号)または番地(○番地○)、マンションなどの場合はその名称・部屋番号まで確認の上、届け出をしてください	
		住民基本台帳カードをお持ちの方は、各市町村でも継続利用ができますので、同時に手続きしてください		
	印鑑登録	印鑑登録証の返還が必要 登録は転出届に伴い廃止になります ※印鑑登録証	新たに登録手続きが必要 ※登録する印鑑、所定の本人確認書類(事前にお問い合わせください)	すでに札幌市内で印鑑登録をされている方は、転入・転居届に伴い自動的に住所が変更されます
	転校(小・中学校)	在学証明書・教科書給付証明書を今までの学校から受け取り、新住所地の市町村で手続きが必要	入学票(新入学児童・生徒については入学通知書)を発行しますので、前の学校が発行した在学証明書・教科書給付証明書とともに新しい学校に提出	
保険年金課 (南区役所2階)	国民健康保険	転出前に、脱退・保険証の返還手続きが必要 ※国民健康保険被保険者証	加入される方は、住み始めてから14日以内に加入手続きが必要	住み始めてから14日以内に、新住所地の区役所で住所変更手続きが必要 ※国民健康保険被保険者証
	後期高齢者医療	転出前に、脱退・保険証の返還手続きが必要 ※後期高齢者医療被保険者証	住み始めてから14日以内に、加入手続きが必要 ※負担区分等証明書(道外からの転入者のみ)	住み始めてから14日以内に、新住所地の区役所で住所変更手続きが必要 ※後期高齢者医療被保険者証
	介護保険	転出前に、脱退・保険証の返還手続きが必要 ※介護保険被保険者証	住み始めてから14日以内に、加入手続きが必要 ※受給資格証明書(前住所地で認定を受けていた方のみ)	住み始めてから14日以内に、新住所地の区役所で住所変更手続きが必要 ※介護保険被保険者証
	国民年金	加入者 新住所地の市区町村で確認をしてください ※年金手帳 受給者 受給している年金の種類によって手続き方法が異なります。詳細は、札幌西年金事務所(☎241-7284)か区役所保険年金課または各共済組合へお問い合わせください	住所変更手続きが必要 ※年金手帳	転入・転居届の提出に伴い変更されますので届け出は不要
保健福祉課 (南区役所2階)	児童手当	資格喪失の手続きが必要	転出予定日から15日以内に申請手続きが必要 ※預金通帳、健康保険証、所得証明書	転入・転居届に伴い自動的に住所が変更されます。ただし、電話番号が変更になる場合は届け出が必要
	児童扶養手当 特別児童扶養手当	住所変更手続きが必要 ※手当証書	住所変更手続きが必要 ※手当証書など	新住所地の区役所で住所変更手続きが必要 ※手当証書
	身体障害者手帳 療育手帳 精神障害者保健福祉手帳	新住所地の市区町村で住所変更手続きが必要 (福祉乗車証、福祉タクシー利用券、各種乗車券、自動車燃料助成券の返還)	住所変更手続きが必要 ※手帳、印鑑、本人の顔写真(身体障害者手帳の場合は不要)	新住所地の区役所で住所変更手続きが必要 ※手帳、印鑑
	各種医療費の助成 (子ども・重度障がい者・ひとり親家庭)	受給者証の返還が必要 ※受給者証	新たに申請手続きが必要 ※健康保険証、所得証明書、重度障がいの方は身体障害者手帳など	新住所地の区役所で住所変更手続きが必要 ※受給者証
	敬老手帳 ※65歳以上の方	特に手続きはありません	新たに交付手続きが必要 ※健康保険証など生年月日を確認できるもの	ご自分で新住所を記入してご利用ください
	敬老優待乗車証 (敬老バス) ※70歳以上の方	1万円単位の乗車証が未使用の場合、5月31日までに手続きをすると納入金が返還されます ※敬老バス、印鑑、預金通帳	転入時期により交付時期が異なります。交付の際は案内通知をお送りします	そのままご利用ください

■区役所で税関係の手続きはできません。詳細は事前に各市税事務所へご確認願います。

▶原動機付自転車や小型特殊自動車の軽自動車税に関する手続き

⇒ 中央市税事務所(中央区北2条東4丁目 サッポロファクトリー2条館4階) 【軽自動車税】 ☎211-3076

▶市・道民税(住民税)、固定資産税(南区の土地・家屋をお持ちの方)に関する手続き

⇒ 南部市税事務所(豊平区平岸5条8丁目 イー建平岸3階、4階)

【市・道民税(住民税)】 ☎824-3914

【固定資産税(土地)】 ☎824-3917

【 ” (家屋)】 ☎824-3918

